

橋本市 告示 第 77 号

令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、地方税法第416条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり関係者の縦覧に供する。

令和8年3月30日

橋本市長 平木 哲朗

記

1 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から
令和8年8月31日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

橋本市 総務部 税務課